

旭川市道路緑化指針

地区別・路線別緑化方針

令和 3 年度 緑の審議会用資料
令和 4 年 3 月 2 3 日（水）



位置付け・目的

旭川市道路緑化指針（以下本編）に示されている
みどりのネットワーク形成や良好な道路景観の創出を目的とした
「路線ごとに特徴のある緑化」
「地域に求められる機能を考慮した道路緑化」
「限られた予算の中で街路樹が持つ機能を
十分に発揮させる質の高い道路緑化」
を **具体化** した地区別及び路線別の緑化方針



本編で述べられている道路緑化方針

中心市街地の潤いの創出

植樹枿等への適切な植栽

幹線道路の緑化

特徴ある道路緑化（シンボル並木）

地域に求められる機能を考慮した道路緑化

地区別路線別
緑化方針にて

具体化する



本編で述べられている現状の課題

①老木化・大木化による悪影響

②維持管理費用の増大

空き枿の増加

街路樹に対する意識の変化

街路樹の豊かさに一定の評価
維持管理の協力が得られにくく、撤去や強せん定の要望が寄せられる



解決に取り組む



本編で述べられている現状の課題の解決へ

- ①老木化・大木化による悪影響
- ②維持管理費用の増大
空き桧の増加
街路樹に対する意識の変化



景観向上・環境保全・緑陰形成・交通安全・防災等

街路樹は 街を形づくる 重要な要素



街路樹の持つ機能を発揮させつつ
管理費を抑える

街路樹を重要度によりレベル分けし
メリハリのある維持管理につなげる

地区別・路線別緑化方針で具体化すること

路線ごとに特徴のある緑化	→	路線ごとの植栽種の計画 
地域に求められる機能を 考慮した道路緑化	→	地域特性や土地利用の整理 
限られた予算の中で街路樹 が持つ機能を十分に発揮さ せる質の高い道路緑化	→	街路樹の重要度 
	→	どう管理していくのか 

路線別緑化方針のイメージ

歩道の有効幅員 2m以上確保 かつ
植樹樹の幅員が1.5m以上：適 1m以上：可

シンボル並木チェックリスト
重要度レベル区分表を参照

単位			m		植栽施設		現況植栽の状況		街路樹植栽路線の選定基準					幹線		重要度の判断										路線の選定方針		計画植栽の選定		路線についての 特記事項 及び備考						
No.	路線番号	路線名	地区	植樹帯 (樹幅員)	植樹樹 (M)/植樹帯 (T)/路防防止 壁(B)/デザイン (D)/緑道R/その他(O)	補足	歩道部	分離帯	標準歩道幅員	植樹帯幅員	分離帯幅員	街路樹植栽の 適否	街路樹植栽の理由	幅員区分 の別	幹線	シンボル並木チェックリスト										保護 /改善 /撤去	内容	歩道部	分離帯							
																a植樹樹 幅員大	b植樹樹 デザイン	c防炎・交通安全・環境 対策上必要	d緑道・多目的空間・ 環境対策上必要	e地味要素高い	f緑道のネットワーク	g開通計画	h特色有る路線として認定	重要度 レベル	i						j	k	l	m	n	o
29	8A-0-0-1	平和通歩行者専用道路	中央	3.00	DR	特殊・緑道	シナノキ、オオハバロダイジュ、カエデ		-	大可	-	適		18m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	保護	a街路樹の維持・保護育成	シナノキ、オオハバロダイジュ、カエデ		買物公園
31	8D-0-0-2	7条公園通線	中央	5.00	TDR	特殊・緑道	ハルニレ、ツリバナ、ナナカマド、アカエゾマツ		帯可	大可	-	適		18m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	保護	a街路樹の維持・保護育成		ハルニレ、ナナカマドほか	7条緑道、光の絵本通
268	8C-0-0-4	神居5条自転車歩行者専用道路	西	2.00	TDR	特殊	イチイ		狭	大可	-	適	自転車歩行者専用道	11m以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	保護	a街路樹の維持・保護育成	イチイ		神居せせらぎ小路	
326	6A-0-0-40	神楽岡通	南	1.87	T		プラタナス、アカナライヌエンジュ		樹可	大可	-	適		18m以上	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	改善	d植栽間隔狭く対応を要する	プラタナス、アカナライヌエンジュ		神楽岡プラタナス並木、裏参道、ロマンチック街道	
1	6A-0-0-10	4条通	中央	1.63	M		イチヨウ、プラタナス		帯可	大可	-	適		18m以上	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	B	保護	a街路樹の維持・保護育成	イチヨウ			

街路樹の重要度のレベル区分

レベル	内容	説明
A	旭川を代表するシンボル路線	旭川市民全体の財産として認識され、観光や余暇等に利用している路線
B	地区や地域を代表するシンボル路線	地区や地域として、住民の憩いのみどり等と認識され、利用している路線。
C	機能として重要な道路緑化上の基幹路線	A, Bに含まれないが、緑のネットワークに重要な路線や、生活環境の保全、景観形成、交通安全の確保など機能上、重要な路線
D	通常の路線	道路緑化指針により、街路樹の植栽に問題がなく、街路樹を維持していく路線
E	将来的に街路樹をなくしていくべき路線	歩道幅員が狭いなど、道路緑化指針により街路樹の植栽に適さないため、将来的に街路樹をなくしていくべき路線
F	将来的に街路樹を植栽すべき路線	現状は街路樹が植栽されていないが、機能として重要であると考えられるため、将来的に街路樹を植栽していくべき路線
Z	要検討路線	機能として重要だが、街路樹の植栽に適さない道路形状の路線など、何かしらの問題があり、重要度のランクを評価できない路線

できるだけ客観的に重要度を判断するために

	シンボル並木チェックリスト 植栽が道路の構造物として重要，機能として重要
a	植樹帯（桝）の幅が大きい 1.5m以上
b	植樹帯（桝）がデザインされている
c	緑道である
d	防災や環境対策上植栽が必要とされる
e	由来がある。特色のある路線として一般的に認知されている
f	地域要望が高い
g	緑のネットワーク上重要
h	景観性として重要，観光施設・集客施設等に連続する
i	関連計画（都市計画マスタープラン，緑の基本計画）等で定める
j	特色のある路線として設定する

本編で述べられている街路樹植栽路線の選定基準

歩道幅員3.5m以上

植樹帯（桝）の幅員1.5mを標準



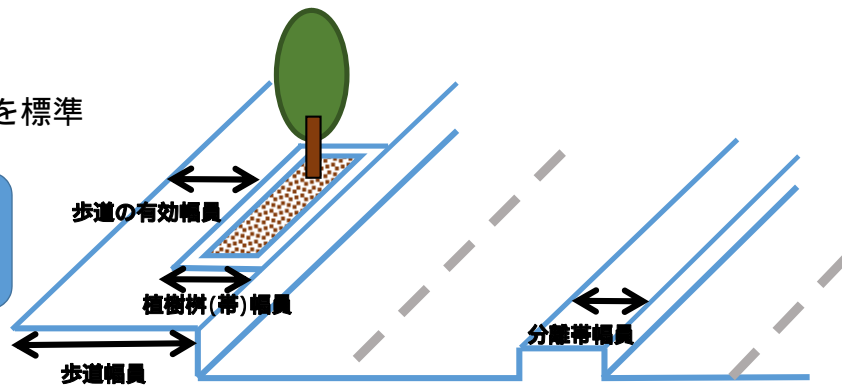
道路構造令，旭川市道路の構造の技術的基準に関する条例，
旭川市道路管理基準などを踏まえて設定されたもの

現在の基準に基づく街路樹植栽の適否を提示

現在の基準に基づく街路樹植栽の適否を提示

歩道幅員3.5m以上
植樹帯の幅員1.5mを標準

車いす2台が
すれ違いできる幅



評価

歩道の有効幅員 2m以上確保 かつ
植樹帯の幅員が1.5m以上：適 1m以上：可

重要度の判断

幹線 or 生活道路

幹線道路の緑化

シンボル並木チェック

植栽が必要・望まれる路線かどうか

チェックリストに○が多い：重要度高い A, B, C

街路樹植栽の適否

道路構造的に植栽に適しているか

重要度が低くなく、
構造的に植栽に適していない：将来的に街路樹を植栽しない E

路線ごとの計画樹種の選定

現況樹種を基本	連続性を保つ観点
原則新植しない樹種については代替案を提示	ニセアカシア，ネグンドカエデ，ポプラ，パラソルアカシア
留意すべき樹種については，基本そのまま	留意すべき種の植栽路線は全体の約53%もあり，状況によって判断すべき
樹種の変更	樹種の変更が必要な場合は，周囲の環境への影響や，適性，市民要望や景観への配慮など，総合的に状況を踏まえて，選定できるものとします。
市域として同一樹種に偏りすぎない	害虫や樹木の病気のまん延を抑制する観点

どう管理していくか 緑化方針

	緑化方針
保護	街路樹の維持・保護育成
改善	植樹柵の改善が望まれる
	歩道の有効幅員の確保要
	植栽間隔狭く対応を要する
	空き柵多く対応が望まれる
	毎年，強せん定のため対応が望まれる
改善，撤去	根上ひどく対応が望まれる
	老木，危険木多く要対応
	有効幅員確保できない生活道路のため
	民地等への影響が多大な生活道路のため
	その他

まとめ その1

路線ごとに特徴のある緑化



路線ごとの植栽種の計画を記載

連続性を保つ観点から，現況樹種を基本とする
原則新植しない樹種については代替種を提示
樹種の変更は，総合的に状況を踏まえ，選定する
市域として同一樹種に偏りすぎない

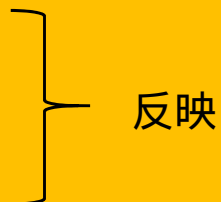
まとめ その2

地域に求められる機能を考慮した道路緑化



地域特性や土地利用の整理

路線ごとの植栽種の選定
街路樹の重要度
どう管理していくのか



反映

まとめ その3

限られた予算の中で街路樹が持つ機能を十分に発揮させる
質の高い道路緑化



街路樹の重要度でレベル分け
街路樹植栽の適否を記載

メリハリのある管理につなげる